

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発病した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、○大学に採用され、○学部○学科の助手として専攻科目の研究及び授業の準備や補助業務に従事していた。

請求人によると、平成○年○月末に同学科の主任教授がAに代わってから、同教授より繰り返しハラスメント行為を受け、平成○年○月には同教授から退職の強要を受けるなどにより気分が悪くなり、○クリニックを受診したところ「うつ状態」と診断され休業加療した。

請求人は、本件疾病は業務に起因して発症したものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求を行ったところ、監督署長は、本件疾病は、業務に起因することが明らかな疾病とは認められないことから、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

勤務中の請求人に対し、繰り返し行われたA教授によるハラスメント行為及び学校の措置が本件疾病の原因である。

したがって、精神障害を発するおそれのある心理的負荷がなかったとする監督署長の不支給決定は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成○年○月頃発病したと認められるものの、請求人の受けた業務による心理的負荷となる出来事としては、「対人関係のトラブル（上司とのトラブル）」となり、その程度は「判断指針」別表1による総合評価が「強」と評価できるものではない。

よって、業務による心理的負荷は精神障害を発症させる恐れのある程度の心理的負荷とは認められないことから、本件精神障害の発病には、請求人の個体側要因が大きく影響を及ぼしたとみなさざるを得ない。

したがって、本件精神障害は業務外と判断し、請求のあった療養補償給付たる療養の費用請求は不支給と決定した。

### 4 審査官の判断

(1) 請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成○年○月頃発病したと認められる。

(2) 精神障害発病前おおむね6か月間に、発病に関与したと考えられる出来事について、請求人は、平成○年○月以降○学科の主任教授にA教授が就任した以降、ハラスメント行為が繰り返されたと申述しており、当審査官は「判断指針」における別表1に例示された具体的出来事に当てはめて考えれば、「出来事の類型」としては、「対人関係のトラブル」であり、「具体的出来事」としては「上司とのトラブルがあった」に該当すると判断する。

当該出来事の平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

しかしながら、請求人は無断欠勤を繰り返した結果、学校より次年度委嘱契約の更新を行わない旨の通知を受けたものであり、A教授の言動は指導の範疇であり合理性を逸脱しない範囲であると認められる。

したがって、精神障害等専門部会の見解のとおり、A教授の発言が一部不適切であったことは認められるが、平均的負荷の強度を「Ⅰ」としたのは妥当な判断である。

また、特別な出来事として評価すべきものはない。

さらに、出来事後の状況について、仕事の質や責任の著しい変化は認められないと判断される。

- (3) 精神障害発病前おおむね6か月の間における業務以外の心理的負荷について、請求人及び代理人によると仕事以外のストレスに関する申述はなく、上司・同僚等の事業場関係者からも請求人の私生活におけるストレスとなるような出来事の有無に関する証言は得られず、当審査官は業務以外の心理的負荷の状況は認められないものと判断する。また、個体側要因についても特に問題は認められない。
- (4) 以上のことを総合すると、請求人には業務以外の心理的負荷及び個体側要因について特段のものを認めることはできないものであるが、業務による心理的負荷の総合評価は「強」に至るものでなく、請求人に発症した本件疾病は、業務が相対的に有力な原因となって発症したとは判断し難く、業務上の事由とは認めることはできない。
- したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。